

令和6年8月28日

1. 出席議員

1番	高橋	信広	12番	堤	康幸
2番	花下	主茂	13番	石橋	義博
3番	坂本	治郎	14番	牛島	孝之
4番	水町	典子	15番	服部	良一
5番	古賀	邦彦	16番	中島	信二
6番	久間	寿紀	17番	栗原	吉平
7番	原田	英雄	18番	三角	真弓
8番	小山	和也	19番	森	茂生
9番	高山	正信	20番	栗山	徹雄
10番	川口	堅志	21番	川口	誠二
11番	田中	栄一	22番	橋本	正敏

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	古賀	好子
事務局長補佐	加藤	邦博
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	田中	浩章
書記	松延	和樹

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市長	松崎	賢明
教	育長	橋本	吉史
秘書	広報室長	馬場	浩義
総	務部長	秋山	勲
企	画部長	平	武文
市	民部長	山口	幸彦
健康	福祉部長	坂田	智子
建設	経済部長	田中	和己
教	育部長	牛島	新五
総	務課長	清水	正行
財	政課長	鵜木	英希
監	査事務局長	寺師	いずみ
監	査委員	木下	徳臣

議事日程第1号

令和6年8月28日(水) 開会・開議 午前10時

日 程

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明

本日の会議に付した事件

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明

午前10時 開会

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。9月の定例会でございます。最後まで慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

クールビズの取組により、上着、ネクタイの着脱につきましては、議員並びに執行部とも御自由をお願いいたします。

マスクの着用については、個人の判断を基本といたしますので、個々の判断を尊重していただきますようお願いいたします。

また、議場内での撮影を許可しておりますので、御了承願います。

お知らせいたします。議案書、資料、説明員名簿、提案理由書、一般質問表及び決算審査特別委員会資料をタブレットに配信いたしております。

また、報告第15号及び認定第1号から認定第3号までの審査結果報告のため、代表監査委員の出席を求めていますので、よろしく願います。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、令和6年第4回八女市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信いたしておりますので、御了承願います。

日程第1 会期の決定

○議長（橋本正敏君）

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会において検討していただいておりますので、委員長より報告をお願いいたします。

○議会運営委員会委員長（川口誠二君）

おはようございます。令和6年第4回八女市議会定例会の運営につきまして、去る8月23日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。

まず、会期であります。本日8月28日から9月19日までの23日間といたします。日程についてですが、本日開会いたしまして、一般質問を9月2日、3日、4日、5日、議案審議を5日の一般質問終了後と6日、予算・決算全体会の第1回目を議案審議終了後、委員会を9日、10日、11日、予算・決算全体会の第2回目を17日とし、19日を閉会日といたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（橋本正敏君）

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から9月19日までの23日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月19日までの23日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（橋本正敏君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長において9番高山正信議員、13番石橋義博議員を指名いたします。

日程第3 議案上程・説明

○議長（橋本正敏君）

日程第3. 議案の上程を行います。

市長より報告7件、議案12件、認定3件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、報告第9号から認定第3号まで計22件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日は、令和6年第4回の八女市議会定例会を招集いたしましたところ、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

本市は毎年のように集中豪雨に見舞われており、先月発生した大雨災害による被害状況につきましては、早急に復旧事業を行う必要があるため、令和6年7月30日に補正予算の専決処分をいたしましたので、今定例会で報告をいたします。

また、昨年7月に発生した豪雨災害における甚大な被害につきましても、現在、復旧工事を進めている状況でございます。

今後も国、県と一体となりながら、被災箇所の早期復旧に全力で取り組んでまいります。

今定例会に提案いたします案件は、ただいま申し上げました補正予算の専決処分など報告7件、議案12件及び認定3件でございます。

ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしく願いいたします。

報告第9号、八女市納楚で発生した交通事故による損害賠償に関する専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の経過につきましては、令和6年4月12日午前10時40分頃、職員が訪問先のアパートでの上水道の開栓作業後に公用車を後退させた際に、アパートのガレージ内壁に公用車の右後方部を接触させたものです。

相手方との交渉の結果、ガレージ内壁の損害の全額に相当する71,500円を支払うことで承諾する旨の免責証書の提出を受け、本市が加入する損害保険により賠償金の支払いを行いました。

報告第10号、八女市馬場で発生した交通事故による損害賠償に関する専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の経過につきましては、令和6年5月14日午後3時10分頃、手話通訳業務の対応後、八女市総合体育館駐車場において公用車を後退させた際、後方の駐車枠内に駐車していた相手方車両の前方部分に公用車の右後方部を接触させたものでございます。

交渉の結果、相手方車両の損害の全額に相当する289,063円を支払うことで承諾する旨の免責証書の提出を受け、本市が加入する損害保険により賠償金の支払いを行いました。

報告第11号、株式会社クリエイトやべの令和5年度決算及び令和6年度事業の計画の報告について、御説明申し上げます。

まず、別冊1の令和5年度決算書をお願いいたします。

1ページには、会社の概況及び業務の概要を記載しております。

2ページには、令和5年度に実施しました事業の報告及び庶務事項を記載しております。

3 ページの貸借対照表は、令和 6 年 5 月 31 日現在における資産及び負債現在高を記載しているものでございます。

資産から負債を差し引いた純資産は44,218,977円で、負債及び純資産の合計は45,382,230円となっております。

なお、4 ページは損益計算書でございます。

次に、別冊 2 の令和 6 年度事業計画及び予算書を願ひいたします。

1 ページには、各業務における令和 6 年度の方針を記載しております。

2 ページは、令和 6 年度の収支予算書であり、当期収入・支出予算として、それぞれ48,450千円を計上しております。

報告第12号、一般財団法人星のふるさとの令和 5 年度決算及び令和 6 年度事業の計画の報告について、御説明申し上げます。

まず、別冊 1 の令和 5 年度決算書を願ひいたします。

1 ページから 2 ページには、法人の概況及び指定管理業務の概要と令和 5 年度に実施しました星の文化館事業、茶の文化館事業、星のふるさと公園管理事業その他の事業の状況について記載しております。

3 ページの貸借対照表は、令和 6 年 3 月 31 日現在における資産及び負債の現在高について記載しております。

資産から負債を差し引いた正味財産は368,266,128円、負債及び正味財産の合計は382,070,643円となっております。

4 ページから 5 ページは、正味財産の変動状況を示した正味財産増減計算書でございます。

次に、別冊 2 の令和 6 年度事業計画及び予算書を願ひいたします。

1 ページは、主な事業計画について記載しております。

2 ページは、令和 6 年度の収支予算書であり、当期収入・支出予算として、それぞれ187,314千円を計上しております。

報告第13号、一般財団法人秘境柚の里の令和 5 年度決算及び令和 6 年度事業の計画の報告について、御説明申し上げます。

まず、別冊 1 の令和 5 年度決算書を願ひいたします。

1 ページは、法人の概況及び指定管理業務の概要と令和 5 年度に実施しました事業の状況並びに収入状況及び利用者数について記載しております。

2 ページの貸借対照表は、令和 6 年 3 月 31 日現在における資産及び負債の現在高について記載しております。

資産から負債を差し引いた正味財産は133,076,483円、負債及び正味財産の合計は137,319,451円となっております。

3 ページは、正味財産の変動状況を示した正味財産増減計算書でございます。

次に、別冊 2 の令和 6 年度事業計画及び予算書をお願いいたします。

1 ページは、令和 6 年度の秘境柚の里の管理運営や都市住民との交流促進をはじめとする主な事業計画を記載しております。

2 ページは、令和 6 年度の収支予算書であり、経常収益として 73,094 千円を計上しております。

報告第 14 号 一般財団法人 FM 八女の令和 5 年度決算及び令和 6 年度事業の計画の報告について、御説明申し上げます。

まず、別冊 1 の令和 5 年度決算書をお願いいたします。

1 ページから 2 ページには、法人の概況及び令和 5 年度に FM 八女が実施した事業について記載しております。

3 ページから 4 ページの貸借対照表は、令和 6 年 3 月 31 日現在における資産、負債及び正味財産の現在高について記載しております。

資産から負債を差し引いた正味財産は 81,097,828 円、負債及び正味財産の合計は 86,553,457 円となっております。

5 ページから 6 ページは、正味財産の変動状況を示した正味財産増減計算書でございます。

次に、別冊 2 の令和 6 年度事業計画及び予算書をお願いいたします。

1 ページは、令和 6 年度の事業計画として、放送事業及び観光事業について主な事業内容を記載しております。

2 ページは、令和 6 年度の収支予算書であり、当期収入・支出予算として、それぞれ 59,890 千円を計上しております。

報告第 15 号 令和 5 年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により報告するものでございます。

別紙 1 を御覧ください。

表の下段の括弧書きは、国が示す早期健全化基準値でございまして、この基準値と比較して本市のそれぞれの比率を御覧ください。

一般会計、矢部診療所特別会計を合わせた普通会計に対する実質赤字比率並びに普通会計に特別会計や公営企業会計を合わせた連結決算に対する連結実質赤字比率については黒字でございまして、ハイフンと表示しております。

次に、実質公債費比率は、令和 3 年度決算から令和 5 年度決算までの平均数値でございます。

普通会計と公営企業会計等を合わせた起債の償還元利金等が、標準財政規模等に対してどの程度占めるかによって判断されるもので、早期健全化基準の25%を下回っております。

将来負担比率につきましては、地方債残高や債務負担行為に基づく支出予定額等を基礎として算定される将来負担額が令和5年度も充当可能財源等を下回ることにより、数値が生じないためハイフンと表示しております。

今後も健全な財政運営を心がけていかなければならないと考えております。

別紙2を御覧ください。

この表に示しておりますのは、地方公営企業法に属する会計の資金不足の状況でございます。

令和5年度の決算においては、いずれの会計においても資金不足は生じませんのでハイフンと表示しております。

議案第49号 令和6年度八女市一般会計補正予算（第3号）の専決処分について、御説明申し上げます。

この補正は、令和6年7月大雨災害による災害復旧費等が必要となったため、歳入歳出それぞれ163,700千円を追加し、総額は45,396,675千円となります。

なお、この補正につきましては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

議案第50号 八女市矢部診療所の診療費及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、八女市矢部歯科診療所の直営化を踏まえ、必要な改正をしようとするものでございます。

議案第51号 八女市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び国民健康保険法の一部改正に伴い、被保険者証が廃止となることから、必要な改正をしようとするものでございます。

議案第52号 八女市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、令和7年度より忠見小学校、川崎小学校及び見崎中学校を義務教育学校と位置づけ、学校名をみさき学園に変更するために、必要な改正を行うものでございます。

議案第53号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、御説明申し上げます。

辺地に係る総合整備計画の変更を行う場合は、県との事前協議、市議会の議決を経て、総

務大臣に提出することとなっております。

今回、八女市黒木町の東笠原辺地に係る総合整備計画において、林道改良鍋山線の事業費を変更することについて、市議会の議決を求めるものでございます。

議案第54号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、御説明申し上げます。

辺地に係る総合整備計画の変更を行う場合は、県との事前協議、市議会の議決を経て、総務大臣に提出することとなっております。

今回、八女市矢部村の日出・飛・土井間辺地に係る総合整備計画に御側辺地を加えることに伴い、同計画を変更し、林道北矢部線の道路改良整備事業を追加することについて、市議会の議決を求めるものでございます。

議案第55号 市道路線の認定について、御説明申し上げます。

このたび、市道路線の認定をいたしますのは、上陽町1級市道仁田野・八重谷2号線でございます。

この路線につきましては、森林管理道室園～浦谷線新設事業に伴い、既設路線を分割し、新たに路線を認定するものでございます。

詳細につきましては、参考資料として図面を配信しておりますので、よろしく願いいたします。

議案第56号 市道路線の変更について、御説明申し上げます。

このたび、市道路線の変更をいたしますのは、上陽町1級市道仁田野・八重谷線でございます。

この路線につきましては、森林管理道室園～浦谷線新設事業に伴い、既設路線を分割し、起終点位置及び延長等を変更するものでございます。

詳細につきましては、参考資料として図面を配信しておりますので、よろしく願いいたします。

議案第57号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、御説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の規定の施行期日が令和6年12月2日と定められたことにより、現行の被保険者証は同日以降発行されなくなることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、当該規約の一部変更に関し関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により市議会の議決を求めるものでございます。

議案第58号 令和5年度八女市下水道事業会計決算剰余金の処分について、御説明申し上げます。

今回の処分は、未処分利益剰余金2,674,470円を減債積立金に積み立てるものでございま

す。

議案第59号 令和6年度八女市一般会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、733,527千円を追加し、総額は46,130,202千円となります。

第2条は、継続費の補正で、4ページに記載しておりますとおり、新庁舎建設事業の工事期間の延長に伴う変更でございます。

第3条は、債務負担行為の補正で、5ページに記載しておりますとおり、八女市民会館・八女文化会館清掃管理業務委託料外1件の追加でございます。

第4条は、地方債の補正で、6ページに記載しておりますとおり、緊急自然災害防止対策事業及び過疎対策事業の限度額の変更でございます。

歳出につきましては、ふるさと支援寄附事業の経費、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料、耐震性貯水槽設置工事費等でございます。

歳入につきましては、ふるさと支援寄附金、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金、地方債及び前年度繰越金の増額等でございます。

議案第60号 令和6年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定に25,859千円を追加し、総額は8,048,460千円となります。

歳出の内容につきましては、前年度の保険給付費の精算に伴う返還金でございます。

また、歳入につきましては、前年度繰越金でございます。

認定第1号 令和5年度八女市各会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

令和5年度八女市一般会計の当初予算は41,980,000千円でしたが、その後の補正等により、最終予算現額は49,791,528,064円となっております。

これに対しまして、決算額は、歳入総額が48,021,558,491円、歳出総額が46,503,701,469円で、歳入歳出差引額は1,517,857,022円の黒字決算となっております。

なお、実質収支額は、歳入歳出差引額から令和6年度へ繰り越すべき財源である359,293,364円を差し引いて、1,158,563,658円となっております。このうち、地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金に116,000千円の積立てをいたしております。

黒字決算となった主な理由は、歳入面では市税等が見込みを上回ったこと、歳出面では工事費の執行残などによるものでございます。

特別会計につきましては、それぞれ実質収支は黒字となっております。

なお、決算の説明資料として、決算に係る主要施策の実績報告書を配信しておりますので、御参照ください。

認定第2号 令和5年度八女市水道事業会計決算認定について、御説明申し上げます。

令和5年度も水道水の安定供給に努めております。

工事の概況としましては、水道未普及地域の配水管布設工事のほか、道路改良工事や下水道工事に伴う配水管の移設工事等を行っております。

業務の概況としましては、給水戸数が1万6,441戸、総有収水量が322万7,332立方メートル、給水収益が790,157,141円となっております。

財務の状況として、収益的収入から収益的支出を差し引いた当年度純利益は30,845,099円となりました。

次に、決算の状況でございます。

収益的収入及び支出では、水道事業の営業活動に伴う水道料金等の収益と、それに対応する費用を計上しております。

収入は、水道事業収益として1,023,768,907円の決算額となっております。

支出は、水道事業費用として943,539,299円の決算額となっております。

次に、資本的収入及び支出では、施設の整備等に関する収支を計上しております。

収入は、資本的収入として773,114,103円の決算額となっております。支出は、資本的支出として1,124,164,094円の決算額となっております。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額につきましては、内部留保資金で補填しております。

以上が水道事業会計決算の概要でございますが、財務諸表と附属書類を掲載しておりますので、御参照ください。

認定第3号 令和5年度八女市下水道事業会計決算認定について、御説明申し上げます。

令和5年度も生活排水等の浄化に努めております。

工事の概況としましては、岩崎地区等を中心に下水道整備工事等を行っております。

業務の概況としましては、水洗化人口が1万3,006人、総有収水量が139万7,249立方メートル、下水道使用料が250,547,994円となっております。

財務の状況として、収益的収入から収益的支出を差し引いた当年度純利益は2,674,470円となりました。

次に、決算の状況でございます。

収益的収入及び支出では、下水道事業の営業活動に伴う下水道使用料等の収益と、それに対応する費用分を計上しております。

収入は、下水道事業収益として800,041,382円の決算額となっております。

支出は、下水道事業費用として773,693,184円の決算額となっております。

次に、資本的収入及び支出では、施設の整備等に関する収支を計上しております。

収入は、資本的収入として781,445,100円の決算額となっております。

支出は、資本的支出として1,022,320,556円の決算額となっております。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額につきましては、内部留保資金で補填しております。

以上が下水道事業会計決算の概要でございますが、財務諸表と附属書類を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で全議案の説明を終わります。

議会におかれましては、十分御審議をいただきまして、原案どおりに御承認を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（橋本正敏君）

市長の説明は終わりました。

次に、報告第15号及び認定第1号から認定第3号までの審査結果につきまして、監査委員の報告を求めます。

○代表監査委員（木下徳巨君）

決算審査について御報告をいたします。

報告第15号並びに認定第1号、第2号及び第3号の決算に係る審査につきましては、審査に付された令和5年度八女市各会計歳入歳出決算及び証書類等の審査並びに関係職員からの詳細な説明を受け、慎重に審査をいたしました。その結果について御説明をいたします。

まず、報告第15号、令和5年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の審査につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、審査の対象であります4つの指標、すなわち、1、実質赤字比率、2、連結実質赤字比率、3、実質公債費比率、4、将来負担比率及び公営企業会計における資金不足比率について審査をいたしました。

審査の結果、八女市健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成され、かつ計数は正確であると認めました。

審査意見につきましては、令和5年度八女市財政健全化審査意見書及び公営企業会計経営健全化審査意見書の中で述べておりますので、御照覧をお願いいたします。

次に、認定第1号、令和5年度八女市各会計歳入歳出決算でございます。

本件につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、一般会計及び6件の特別会計の決算について審査をいたしました。

決算におきます歳入の総額は66,027,334,997円でございます。一方、歳出の総額は64,133,041,897円で、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は1,534,999,736円の黒字となっております。

なお、財政力指数は前年度より0.01減少し0.38、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は

前年度より1.7ポイント増加し、93.1%となっております。

審査に当たりましては、各会計歳入歳出決算書、その他政令で定められました書類様式の合規性、計数の正確性、歳入歳出予算執行の適法性、財務の執行及び予算の不用額並びに予算の流用等に主眼を置き、定期監査、それから、例月の現金出納検査の結果も参考にいたしております。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、地方自治法施行規則に定められた様式により作成され、かつ計数は正確で、関係書類、帳簿、証書などとも符合し、令和5年度における決算は適正に表示されていると認めました。

また、同時に審査に付されました八女市国民健康保険高額療養資金貸付基金につきましては、地方自治法第241条第5項の規定に基づき、その運用状況について審査をいたしました。

審査の結果、基金の計数は正確で、かつ設置目的に沿って適正に運用されていると認めました。

次に、認定第2号、令和5年度八女市水道事業会計決算及び認定第3号、令和5年度八女市下水道事業会計決算でございます。

本件は、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、水道事業会計及び下水道事業会計の決算書及び附属書類について審査をいたしました。

審査の結果、決算報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書及び剰余金処分計算書のほか、附属書類はいずれも関係法令に従って作成され、かつ計数は正確で、経営成績及び財務状況は適正に表示されていると認めました。

以上、認定第1号、第2号及び第3号に係る決算審査の詳細につきましても、各決算審査意見書に述べておりますので、御参照をお願いいたします。

以上をもちまして決算審査の報告を終わらせていただきます。

○議長（橋本正敏君）

監査委員の報告は終わりました。

以上で議案の上程を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

会期日程に従い、一般質問は9月2日から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時49分 散会